

## 札幌地方裁判所地方裁判所委員会（第29回）議事概要

### 1 日時

平成24年5月23日（水）午後3時から午後5時まで

### 2 場所

札幌地方裁判所本館5階大会議室

### 3 出席者

（委員）石田悦啓，伊藤俊行，宇賀治努，岡田美知子，河道前伸子，佐久間邦夫，猿田史典，首野裕夫，田中貴文，渡辺康（五十音順敬称略）

（説明者）札幌地方裁判所民事首席書記官小島祥吾，同刑事首席書記官菅野晶子

（庶務）甲斐裕司，梅木秀剛，土屋賢吾，松藤三枝子

### 4 議事トピックス

- (1) 札幌地方裁判所の広報活動の現状を庶務から説明しました。
- (2) 札幌弁護士会における法教育について田中委員から，さらに司法書士会の広報の取組について猿田委員から各プレゼンテーションをいただきました。その上で「裁判所の広報」について意見交換しました。
- (3) 次回委員会は，「裁判員裁判」をテーマとして，3年目を迎えた裁判員裁判の実状等を紹介し，協議する予定になりました。  
(議事概要は，次ページ以降に記載しています。)

## 5 議事等

(以下、発言者は、 :委員長, :委員, :説明者, :庶務と表示)

### (1) 裁判所の広報について

当庁で行っている広報活動の現状について、各種行事や模擬裁判等のほか、裁判所の手続に関する広報としての各相談機関への手続説明、ウェブページやパンフレット、広報用DVD等を紹介した。

### (2) 弁護士会の法教育について

田中委員が、司法制度改革の概要及び札幌弁護士会における法教育の位置付け等、その取組内容等について説明した。

### (3) 司法書士会の広報について

猿田委員が、札幌司法書士会における広報事業について説明した。

### (4) 協議

裁判所では模擬裁判の実施回数が非常に多く、かなり大変ではないかと思いますが、裁判官が中心になってやっているのですか。また、どのような題材で、どなたの仕切りで実施しているのですか。シナリオ等は裁判所で作成しているのですか。

基本的には総務課の職員が対応しております。シナリオは、参加者の年代に応じて簡単なものから複雑なものまでいくつか用意しております。法廷の中で演じてもらう形でやっております。イベント等の際には、裁判官が説明することもあります。小学生から中学生、高校生と様々な年代となっています。

模擬裁判については、裁判員裁判で評議をしたりする内容のものもありますが、むしろ裁判員裁判の制度が始まる前から、通常の刑事事件の流れでシナリオを作り、演じてもらって法廷の中で裁判のムードを味わってもらうような模擬裁判が多く実施されています。

中身に踏み込んで、判決をみんなで決めてもらうようなことはしていませんか。

イベントの際にはそういう場合もありますが、一般に傍聴の申込みと合わせて模擬裁判を実施する場合には、今お話したようなシナリオに沿った裁判、つまり判決を決めるまではいかず、裁判の流れを知ってもらうといったものが多いです。

検察庁でも月に1回くらい模擬裁判を実施しています。教科書に載っている模擬裁判の事案がありまして、それを法務省で膨らませて、実際にシナリオを作って中学生対象に模擬裁判を実施しています。ただ、有罪か無罪かを考えるにしても、中学生は法律的な知識や法的思考もなく、グループごとに意見や結論は出ますが、理由らしい

理由はないという感じです。模擬裁判の評判自体は良いのですが、実際に有罪無罪の筋道を考えさせるのはかなり難しいのかなと感じています。

模擬裁判は法曹三者それぞれでやっているわけですね。検察庁ではシナリオはどうしているのですか。

以前は地方検察庁で作っていましたが、最近の、学校の教科書に合わせた形のシナリオは法務省でも作成しています。

検察庁は月に1回実施しているということで、弁護士会は、ジュニアロースクールのほか資料館主催のものにも協力しているのですね。

資料館のもの、学校のもの、ジュニアロースクールとあり、題材選びが大変です。全国各地の弁護士会には法教育の委員会があり、模擬裁判の資料も豊富ですので、全国から集めて、毎年ではなく何年かに1回かシナリオを変えています。

模擬裁判のノウハウについて、担当者と語り合うというのもよいですね。

お互いに傍聴しあってみるのも面白いかもしれません。

検察庁はその効果について疑問があるということですか。

そこまでは言わないのですが、まあやり方を模索しています。評判はいいのですが、実際にどこまで意味があるか考えなければならないので。

それでは、パンフレットそのほか裁判所から広報としてご説明した点について何か御意見ございませんか。

裁判所からの説明の中で、パンフレットの配布先やDVDの貸出等についてですが、例えばこれらの配布先等は、こういうところに置いた方がPR効果が高いというような調査を随時したうえで決めているのですか。例えば、区民センターやまちづくりセンター、いろいろなNPO法人の活動しているエルプラザ等、そういう所に配布することは考えられないでしょうか。

実際のところ、毎回調査して検討しているというわけではございません。継続して置いていただける所にはまたお願いしているというような実情です。もしこういう所に送ったら効果があるのではないかという御意見がありましたらぜひ教えていただけたらと思います。

例えば、調停に来る方は、そういう団体に行く前の段階で悩んでいるんですよね。資料で配られたこの「悩んでいたって始まらない、裁判所の手続」というパンフレットは、裁判所の各手続が簡単に説明されていて、各庁舎の案内図もあり、大変立派なものだと思いますが、これはどこに配布しているのですか。

このパンフレットは、地裁、家裁、簡裁の職員で作成したもので、それぞれの主な手続を紹介し、また各裁判所の所在も説明しています。現在は、消費者協会の意見交

換会等の際に、説明をする相談員の方に資料として配布しています。

こういうものをもっとたくさんの所に置いていただけないでしょうか。予算もかかるかもしれませんが。身近な所にこのような手続があることを知らない人に、裁判所へ足を運んでもらえればと思うのです。本当に裁判所の制度にどのようなものがあるかということをご存知でない方はたくさんいると思いますので、パンフレットの送り先などは身近な所をいろいろと考えていただきたいと思います。また、調停制度が始まって今年で90周年でもありますし、例えばイベントの時にでも、模擬裁判だけでなく、模擬調停もたまにやっていただけたらと思います。

「悩んでいたって始まらない」というパンフレットですが、予算効率が少し悪いものですから、相談を担当する方に見ていただいて、実際に使う方に使う手続の別のパンフレットを差し上げてもらえるとありがたいと思っています。また、そのほかの配布用のパンフレットの配布先としては、昨年から消費者協会や消費者センター等に配布しています。これは意見交換会等で出た意見を参考にしています。

このパンフレットは調停委員の控室に一部置かせていただきます。調停相談会のPRもどういうところにしたらよいかいろいろと考えてますので、そういうものも参考に、パンフレットをどういうところに置くのがよいか、調停委員の方々もみんな興味を持っているところですので。

弁護士会のプレゼンで、法教育研究協議会という学校の先生と作っている協議会があるということですが、そういう協議会に裁判所や検察庁も参加したらよいのではないかと思います。

札幌市も、市政広報に苦労しており、対象をどこに絞っていくのかということを中心に考えながらやっています。実はまちづくりセンターではたくさんの広報物が毎月処分されているのが実状です。やはりどこに対して広報するのが一番適当なのかというのが悩みです。市民の声を聞くと、今はネット社会と言われつつも、やはり「広報さっぽろ」が一番見られているようです。世代も難しい時代にあり、経費の問題もあり、札幌市自体も対象者をどこにするのが悩みどころです。年に2回の市民アンケートや世論調査を行い、ネットの利用状況や広報さっぽろの読まれている状況等の調査もしています。裁判所の広報も、どういうところに配り、またその後の効果を検証していくことが大事だと思います。

その効果の検証や実証ということについて、何かノウハウはお持ちでしょうか。

やはり、広報のPR等の効果がどこで出たのかという指標がなかなか難しいです。事柄によっては、テレビや新聞の報道で流せば、一気に私どものところに電話やメールが来たりして一定の効果があつたなと感じますが、一方で、せっかく特集を組んだ

のに何の効果もないという場合もあります。PR方法は難しいと感じています。

司法書士会のプレゼンの資料を見ますと、相談者の知得媒体として広報さっぽろがあります。毎月記事が出ているのですか。

いいえ、昨年度は3回くらいです。

年間合計では165件ということですが、月によって数が相当違っているのは載せた月と他の月とで違うということでしょうか。

そうです。載った月は数も多くなります。

市役所の立場から見て、年間165件という数字はいかがですか。

この数字は今日初めて見ました。札幌市も、区役所も含めて市政外相談というものがあり、弁護士会にも法律相談をしてもらっています。また司法書士の方にも、昔は登記相談と言ったのですが、相談をしてもらっています。そのデータと比較すると一番よいのかもしれませんが、弁護士の相談は2人の弁護士に来てもらって8人の市民に対して無料で実施しており、一日16人、年間では何千件になり、また、司法書士会の相談でも、ある区ではあふれてしまうこともあり、単純に件数だけ見ると165どころではなかったと思います。広報さっぽろは、市政に関することを載せる冊子ですから、市政外の広告については一定の広告料をいただいて、代理店を通じて掲載しています。

弁護士会では広報にどのような媒体を使っているのですか。

法テラスや札幌弁護士会法律相談センターでは、知得媒体の統計を取っています。弁護士会の資料は提供できると思います。

例えばネットの利用などはいかがでしょう。

ホームページの運営を頼んでいる会社が、どのページにアクセスが多いか、または新しくアクセスされた方がどのくらいいるか等について分析してくれているのですが、外に出せるものかどうかはちょっと分かりません。

裁判所も折々の募集をウェブに載せてますので、ネットというものがどのくらい広報として機能するのかと思い質問させていただいた次第です。

みなさん法教育にとっても関心があるようですが、法教育の位置づけ、裁判所の広報と法教育の関係が今一つつかみかねております。裁判所の広報という話になると、何のために裁判所が広報をしたいのかをそもそも考えるべきだと思います。裁判所があるということは誰もが分かっていますし、支払督促や調停等の制度は知らないかもしれませんが、訴えの提起ができるということはみんな知っています。それなのになぜさらに裁判所サイドで広報が必要なのか。むしろ問題は、広報そのものよりもアクセスのしやすさ等が、利用者を増やすためにはより重要なのではないでしょう

か。

法教育それ自体というよりも、大きく言えば裁判所は法の支配に仕える機関でありますから、裁判所のあり方やどんな手続があるか、どこにあるか等、それ自体が法教育という概念規定に関連するということになると思います。それから、なぜ裁判所が広報に力を入れているかということですが、委員の方の知識と、一般の方々の知識とのギャップ、それが大きいのです。先ほどご紹介した手続紹介のパンフレットを作成したのも、それだけ知られていないということが前提にありまして、簡易裁判所の手続や申立ての費用等の具体的な知識がいかにか知られていないかを実感するところがあるからなのです。また、裁判所があるということは知っていても、裁判所がどこにあるかということは意外と知られていないと感じるところもありまして、パンフレットにも写真入り、地図入りで載せているわけです。広報が一切不要な時代がくれば、それはそれで一つの理想なのかもしれませんが。

裁判手続を知らしめることが法教育そのものなのかもしれませんが、それだけでなく、例えば消費者にどういう権利があるか等を含めた教育が必要になるのではないのでしょうか。裁判制度を使えるものはその中のごく一部ですし、法教育そのものをよりよくしていく話はまた別の議論のしかたがあるのかなと思います。裁判所の広報については、私は確かに一般の市民の方よりは裁判所のことについて少しは知っていると思いますが、一般の人も裁判所があるということは知っていて、裁判の制度も知っています。広報が不要だとは言いませんが、広報している内容を知っても市民としては動けないのではないのでしょうか。やはり弁護士や司法書士等に相談するのが大方だと思います。むしろそちらのアクセス、裁判所へのアクセスをしやすいするためには弁護士や司法書士の広報が重要なのではないのでしょうか。このパンフレットには地図も載っていて、その物理的なアクセスも大事なんですけど、弁護士や司法書士の広報の方が切実なニーズがあると思います。それから、裁判所がどこにあるかは分からない人が多いという話がありましたが、市民にとって、裁判所はやはり来るには敷居が高いところです。こんなことを言うと裁判所の方にはとんでもないと言われるかもしれませんが、例えば、区役所に裁判所の出先機関を作るとか、もちろん行政と司法が別々なのは分かっていますが、市民は司法に行くのか行政に行くのかということろはこだわりません。ワンストップで自分の問題が解決できれば助かるわけですから。ただもちろん札幌地裁だけでどうこうできる問題ではありませんが。

確かに市民にとっては弁護士も司法書士も裁判所も敷居が高いと言われており、低くするように各々努力しています。弁護士や司法書士の無料相談等もいろいろと実施しています。しかし、国民は自分の抱えている問題が法的な問題かどうか区別が付き

ません。ただ悩んでいるだけで、そういう人を裁判所なり弁護士会なりにどうやって導くかということだと思っております。例えば、裁判所では、市民への手続教示、ビデオを見せたり書式について一定の説明をしていると聞いていますが、予算の問題はありますし難しいかもしれませんが、市民にもっとも近い裁判所としてはそういう手続教示のスタッフを増やして、市民が気軽に相談できるようにしたらよいのではないのでしょうか。弁護士や司法書士の高い費用が障害になっている面もありますので、裁判所の手続教示を充実させることが最大の広報だと思うのですが。

調停や少額訴訟の現場に来る人は、弁護士や司法書士に頼んで解決する費用がなく、直接自分の力で門を叩く方が非常に多いです。もっと裁判所がアクセスしやすい場所になるためにどうすればよいかを含めて広報を考えなければならぬと思います。だから市民の方への手続教示は大事で、どうすれば自分で手続ができるのかということをごくたくさんの方に知ってほしいと思います。それから調停や少額訴訟に来る方でインターネットを見てる人は意外に少なく、調停相談会のアンケートで、何で知ったかというところを見ると、インターネットはほとんど見られていないようです。やはり回覧板やまちづくりセンターのチラシであったり。広報さっぱりもなかなか厳しくて、例えばエルプラザの行事の中の一つで相談会をやるということでも載せてもらえないことも多いです。そういうことからすると、裁判所をもっと身近なものに感じていただくためにはどうしたらいいのか、そういった広報の基本があって、その裁判所に行けば、調停もあり、少額訴訟もあり、自分で費用もかけずに書面を書いて申立てできるということを広報したいと思います。

何のための広報かということになると、まずアクセスをしやすくすること、これをゴールに設定しなければならないと思うのです。この点が議論に出ていなかったと思いますので、これを認識して、そのためにはどういう広報をすべきかということを考えるべきだと思います。

裁判所がどこにあるか、どんな手続があるか分からずに、アクセスということはあり得ませんので、アクセスを意識していないということはないと思いますよ。

一般の人が電話しやすいのは消費者センターとか民生委員だと思います。消費者センターの相談員も、苦情を受けてセンターで解決できないときは、弁護士への相談を紹介したりしていますので、相談員が、ここに行ったら一番いいというような知識をしっかりと持っているといいと思います。また、もっと市民に密着している民生委員に知識を持ってもらおうと良いと思います。また、この分かりやすいパンフレットは、個人に渡すのは何かもったいないとも感じますので、例えば学校の先生とか、授業の時に一冊持っていて何頁かコピーして渡したりというように、もっと団体で使えるとこ

るに配布して活用したらよいのではないかと思います。町内会のトップに回覧する等、いろんな活用のしかたがあると思います。

先ほど裁判所の広報としてご説明した裁判所キッズDAYの際に、所長への質問コーナーというものがありました、私に対応したのですが、小学生から、「裁判員裁判になって量刑がどう変わったのか」という質問が出ました。また、傍聴の表示を見て「何ではちまきして法廷に入ってはいけないのか」という質問もありました。小学生の関心の高さに驚いた次第です。また、話は変わりますが、ご紹介した広報用DVDの中でお持ち帰りになれるものをいくつか用意していますので、よろしければぜひ持って行ってください。また、パンフレットの配布先等について裁判所も検討しておりますので、アイデアがありましたらぜひ教えていただければと思います。

(5) 次回のテーマについて

次回のテーマは、もし特段提案がなければ、現在3年目を迎えて大変話題になっております裁判員裁判はどうでしょうか。

時期にかなったテーマだと思います。弁護士会としても、このテーマについてプレゼンテーションしたいと思います。

今回は「裁判員裁判」というテーマで御議論いただく予定にします。

(6) 次回の予定について

今回は、平成24年11月21日午後3時から札幌地方裁判所で開催することとなった。